

山梨県公報

号外第六十八号

平成十五年

十一月十五日

土曜日

目次

告示

市町村の廃置分合に伴う町の人口の告示
字の区域設定

公安委員会

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

告示

山梨県告示第五百四十八号

平成十五年十一月十五日に南都留郡河口湖町、勝山村及び足和田村を廃し、その区域をもつて富士河口湖町を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、同郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十五年十一月十五日

山梨県知事

山本 栄彦

一一、五九五号

山梨県告示第五百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、富士河口湖町長職務執行者から次のとおり新たに字を画する旨の届出があった。

平成十五年十一月十五日

山梨県知事

山本 栄彦

大字

小字

勝山

里宮、シツコム、下村、山寺、上村、臂曲り、一本

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年十一月十五日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則(昭和四十八年山梨県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中、「南都留郡河口湖町」を、「南都留郡富士河口湖町」に改める。

別表第二河口湖の項中、「南都留郡河口湖町」及び「南都留郡足和田村」を、「南都留郡富士河口湖町」に、「同京塚」を、「同大字字京塚」に、「同勝山村」を、「同町勝山」に、「同長崎」を、「同大字字長崎」に、「同字足和田」を、「同大字字足和田」に、「同大字大石原」を、「同町大字大石」に改め、同表山中湖の項中、「同五〇六番地の二四二地」を

「同字五〇六番地の二四二地」に、「同不動坂」を、「同大字字不動坂」に、「同中ノ儘」

松、石休場、上ノ段、室道、長久保、大瀬戸、上尾島、川渡、下尾島、林ノ平、銭神、下堂ヶ塚、小湖海道下、栗原、上堂ヶ塚、中曾、稗久保、寄ヶ崎、宮ノ脇、大瀬戸、小海、下寄ヶ崎、西ノ久保、入海、宮ノ本、吉田道、犬久保、東曲り松、西曲り松、下榎木原、上榎木原、下榎休場、下馬場原、前後久保、日影林、北羽根子、南羽根子、下赤坂、上赤坂、上榎休場、豆塚、地白、上馬場原、大塚、西蛇石、東蛇石、下長塚、上長塚、下白木、下東躰躰、下西躰躰、下伝水、西躰穴下尾根、西躰穴上尾根、上伝水、西上躰躰、東上躰躰、中白木、上白木、海道端、下小浅間、上小浅間、飢子、東上躰穴、東中躰穴、東下躰穴、西下躰穴、西中躰穴、西上躰穴、鬼久保、躰穴下尾根、躰穴上尾根、下桃木平、上桃木平、東下大砂、西下大砂、西上大砂、富士山二合目、榎木原

を「同大字字中ノ儘」に、「同平野」を「同村大字平野」に改める。

附則

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。

山梨県公安委員会規則第十一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月十五日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三富士吉田警察署の部署所在地の項中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改め、同部河口湖交番の項中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改め、「小立」の下に、「勝山、長浜、西湖、西湖南、西湖西、大嵐」を加え、「南都留郡勝山村」及び「南都留郡足和田村」を削り、同部河口警察官駐在所の項中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

附則

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。